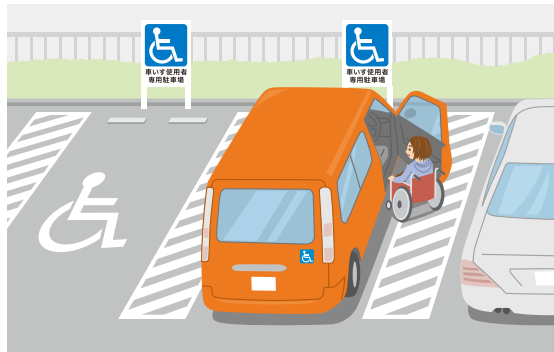


障がい者等用駐車スペース

公共施設や店舗などの駐車場を利用するとき、障害者のための国際シンボルマークの表示がついている駐車区画を見ることがあります。この区画は、障がい者等用駐車スペースで、車いす使用者が車いすから自動車へ容易に乗降できるように、一般の駐車スペース（幅250cmほど）よりも広い350cm以上を確保することになっています。また、移動しやすいように建物の入口付近に設けられています。



障がい者等用駐車スペースについて正しく理解しましょう

利用する必要のない人たちが、障がい者等用駐車スペースに停めると、区画数が少ないためすぐ満車状態になってしまいます。そうすると、車いす使用者などで本当に必要としている人が使えず、駐車場の使用をあきらめることになります。「空いているから」、「少しの間だから」、「建物の入口に近いから」などの理由で、この区画に停めないようにしましょう。

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。この

マークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

公益財団法人
日本障害者リハビリテーション協会

色々な運転標識

【高齢運転者標識】



【身体障害者標識】



【聴覚障害者標識】



「加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれ」のある70歳以上の人が運転する車に表示するマーク（高齢運転者標識）、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク（身体障害者標識）、聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマーク（聴覚障害者標識）があります。

警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課

歩行者に優しい信号機

交差点では、横断している歩行者の安全をはかるため、歩行者に優しい信号機として、警察が「音響式信号機」「高齢者等感応式信号機」「歩行者支援信号機」を設置して、交通の安全と円滑を図っています。



音響式信号機

目の不自由な人に対して「ビョピョ」「カッコー」などの音響により、横断可能な青信号であることを知らせる信号機です。

歩行者支援信号機

目の不自由な人の白杖などに巻かれている反射テープに反応し、現在の所在地と方向、信号の状態を音声で案内するものです。

また、赤信号から青信号に変わった時に「信号が青になりました」と案内します。



高齢者等感応式信号機

高齢者、足の不自由な人などが横断に時間がかかる場合、歩行者青信号を通常よりも長くできる信号です。専用の白いボタンを押すか、「携帯用発信器」を使用することで遠隔操作が可能です。